

グランデコスノーリゾートスキー場利用約款

■「スキー場利用に関して」

■「索道（リフト）利用に関して」

■「スキー場利用に関して」

(適用範囲)

第1条 当社の運営するスキー場(以下「当スキー場」といいます。)の利用に関する契約は、この利用約款の定めるところにより、この利用約款に定めのない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習によります。

(スノースポーツに内在する危険)

第2条 当スキー場を利用する方(以下「利用者」といいます。)は、スキー・スノーボードに代表される全てのスノースポーツには、内在する次の各号の危険があることをご理解下さい。

- (1) 降雪、吹雪、降雨、濃霧、落雷など、天候にともなう危険
- (2) 崖、斜面、凸凹、土側溝、沢など、地形にともなう危険
- (3) アイスバーン、深雪、クレバス、雪崩、樹木の傍の深い穴など、雪質や雪面の状態による危険
- (4) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地表など、自然の障害物による危険
- (5) リフト支柱、建物、人工降雪設備、標識、ネット、ロープ、ポール、マットなど、人工の工作物との衝突による危険
- (6) 雪上車両との衝突の危険
- (7) スノーパークの利用にともなう危険
- (8) スピードの出し過ぎによる危険
- (9) 自己転倒による危険
- (10)他の利用者との衝突による危険
- (11)疲労、飲酒、薬の服用、体調不良による危険
- (12)不適切な用具の使用による危険
- (13)その他、これらに類する危険

(滑走にあたって)

第3条 利用者は、前条に記載された、スノースポーツに内在する危険を予測し、危険を回避しながら滑走して下さい。

2 利用者は常に前方を注視し、いつでも止まつたり曲がつたりできるよう滑走して下さい。

(リフトの乗降にあたって)

第4条 利用者は、掲示板の注意事項をよく読み、これに従ってリフトを乗降して下さい。

2 リフト乗降に不安の方は、係員が補助いたしますので申し出て下さい。

(標識・指示の遵守)

第5条 利用者は、標識、掲示、場内放送、コースマップに記載されている注意事項や警告、パトロール隊員など当スキー場係員の指示に従って行動して下さい。



(禁止行為)

第6条 利用者に対しては、次の各号の行為を禁止します。

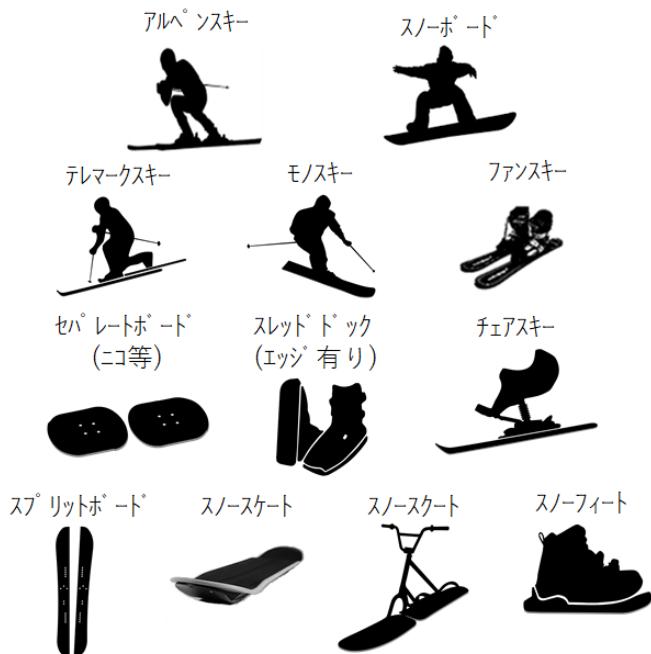
- (1) 「スキー場管理区域境界線」の外を滑走すること
- (2) 閉鎖中のコース及び「スキー場内滑走禁止区域」、コース以外のリフト線下に立ち入ったり、滑走したりすること
- (3) 立木、リフト支柱、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなどの間近を滑走すること
- (4) 他の利用者の間近を滑走すること
- (5) 他の利用者の滑走を妨げること
- (6) 圧雪車(コース整備車)を含む全ての雪上車両に近づくこと
- (7) リフトの運行を妨げること
- (8) 疲労、飲酒、薬の服用などの影響により、心身が正常でない状態で滑走すること

- (9) 長時間コース内及びリフト線下で立ち止まつたり、座り込んだりすること
- (10) 当スキー場の許可なく、当スキー場内で営利行為（撮影、ビラ等の配布、勧誘、販売、講習）をすること。
- (11) 当スキー場の許可なく、スキー場内でドローンを飛行させること
- (12) 空き缶、たばこの吸い殻、その他の物品を、指定の場所以外に捨てたり、放置したりすること
- (13) 犬などの動物をスキー場内に放つこと
- (14) キッズパーク等定められた場所以外のコース内でそり遊び等を行うこと
- (15) コース内を徒步で歩くこと
- (16) 当スキー場で使用禁止の滑走具は下表の通りとする
- (17) 滑走具を装着又は携行せずリフトに乗車すること
- (18) おんぶ紐、抱っこ紐等の固定具を用いず、子供を抱えリフトに乗車すること
- (19) 未就学児のみでリフトに乗車すること
- (20) その他、これらに類する行為



【当スキー場で使用可能な滑走具の定義】

- ①ストッパー、リーシュコードが有る→流れ止機能（外れたら板が滑らずに止まる）
- ②金属製のエッジが有る→板の両脇に金属製のエッジを有している

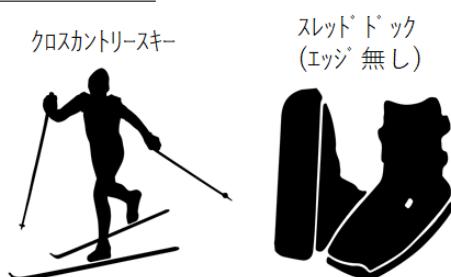


①②の要件満たさず



※キッズパーク、ゲレンデ下部は利用可能。リフト乗車不可。

②の要件満たさず



(徐行義務)

第7条 利用者は、次の各号の状況下では徐行して下さい。

- (1) 徐行の標識のあるところ
- (2) 地形や障害物で、前方が見えにくいところ
- (3) シーズン初めや春先などで積雪が十分でないところ
- (4) 降雪、吹雪、濃霧、日没時などで視界が悪いとき

- (5) 天候の具合で雪面の高低や凸凹が分かりにくい状況のとき
- (6) 立木、切り株、茂み、岩石、露出した地形など、自然の障害物に近づいたとき
- (7) リフト支柱、建物、人工降雪設備、ネット、ロープ、ポール、マットなど、人工の工作物に近づいたとき
ネットは警告であり、倒れたり、乗り越えたり、すり抜けてしまう可能性がある
- (8) コースの合流地点やコースが狭く上から見通しが悪いところ
- (9) リフトの乗り場や降り場に近づいたとき
- (10) コースが混雑しているとき
- (11) キッズエリアに近づいたとき
- (12) 業務のために出動しているパトロール隊員や運行している雪上車両に近づいたとき
- (13) その他、徐行しないと危険な箇所を滑走するとき

(滑走時の義務)

第8条 利用者は、次の各号に従って滑走して下さい。

- (1) 滑り出し、他のコースからの合流、コース横断のときは、コース上方からの滑走者を優先させること
- (2) 滑走中は前方の滑走者の動向を注視し、前方の滑走者との間に安全な距離を保つこと
- (3) 追い越すときは、追い越される者の不意の動きも考慮したうえで、十分な間隔をあけて追い越すこと
- (4) 転倒した際は、できるだけ速やかにコースをあけ、コースの脇に避けること
- (5) コースで、立ち止まったり、滑走具を装着して登り降りをしたりするときは、コースの端を利用すること
- (6) 業務のために出動しているパトロール隊員や運行している雪上車両があるときは、その業務や運行を優先させ、進路をあけて停止又は徐行すること
- (7) 流した滑走具で他の利用者に危害を与えないよう、滑走具に流れ止めを付けること

(スノーパーク利用上の義務)

第9条 利用者は、スノーパークを利用する場合、次の各号を遵守して下さい。

- (1) 掲示板に記載された注意事項に従うこと
- (2) 自らの技術と能力の範囲内で滑走すること
- (3) 滑走を始める際は、進入方向や着地点など、周囲の安全を確認してからスタートすること
- (4) スノーパークを利用の際は、ヘルメット、その他必要な防具を着用すること

(引率者・指導者の責務)

第10条 個人やグループ又は団体を当スキー場に案内し、利用者を指導、監督、介護する者(以下「引率者・指導者」といいます。)は、この利用約款を率先して遵守して下さい。

- 2 引率者・指導者は、受講者に滑走技術を教えるだけでなく、この利用約款に定める事項及び安全に滑走する方法も指導して下さい。
- 3 引率者・指導者は、他の利用者の妨げとなるような方法や場所で指導することは控えて下さい。
- 4 引率者・指導者は、天候、雪質、コース状況などを考慮したうえ、受講者に不適切な課題を課したり、危険に遭わせたりしないよう指導して下さい。

(受講者の責務)

第11条 受講者は他の利用者に対して何の優先権も持ちません。

- 2 受講者は、引率者・指導者の指示や注意に従うだけではなく、自らこの利用約款に定める事項を守って行動して下さい。

(子供の保護者・付添人の責務)

第12条 保護者・付添人は子供の能力を見極め、子供を危険に遭わせないようにして下さい。

- 2 保護者・付添人は、子供に対し、この利用約款に定める事項について教えるよう努めて下さい。

(事故時の協力)

第13条 事故の当事者及び目撃者は、速やかに事故の発生状況をパトロール隊員等、当スキー場係員に通報して下さい。

- 2 事故が起きた場合、全ての利用者は、事故者を援助するよう努めて下さい。
- 3 事故の当事者及び目撃者は、相互に身元を確認して下さい。
- 4 当スキー場は、事故が起きた場合、当事者や目撃者を問わず、身元を確認させて頂くことがあります。

(安全用具)

第14条 利用者は、ヘルメット、その他必要な安全用具を着用するよう努めて下さい。

(保険加入の勧め)

第15条 利用者は、事故に備えて、あらかじめ傷害保険や損害保険などに加入するよう努めて下さい。

(検索救助費用の負担)

第16条 この利用約款に違反し、当スキー場外や当スキー場内のコース外に出て遭難した利用者(以下「遭難者」といいます。)や、遭難者の家族、友人及び知人などから、当社に検索救助の要請が有った場合、警察及び消防等へ当スキー場より通報の上、その指示により行動し、当社が遭難者の検索救助活動を行った場合、遭難者に対し救助費用を請求させて頂きます。※検索救助費用の内訳に関しては別に掲示

(コインロッカーの利用)

第17条 コインロッカーは物品を一時保管するためにお貸しするものです。ご使用の場合は、この約款によるものとします。

- 2 収容できないもの
 - (1) 振発性又は爆発物等の危険品
 - (2) 銃砲刀剣類等の法律上所持できないもの及び犯罪の用に供される恐れのあるもの
 - (3) 当スキー場のロッカーを毀損、汚損する恐れのあるもの
 - (4) 不潔なもの、臭気を発するもの、腐敗・変質しやすいもの
 - (5) 動物
 - (6) 貴重品
 - (7) その他保管に適さないと認められるもの
- 3 収容できないものを入れた場合の処置

使用期間中及び使用期間経過後の保管期間中において、その収容品が第17条2項に該当した場合又はその疑いのあるときは、当スキー場おいてその実情に応じ、開披、保管、廃棄そのほか適当な処置をすることがあります。
- 4 使用時の立ち合い

当スキー場において必要と認めたときは、収容品の出し入れに立ち会うことがあります。
- 5 使用期間

当日の当スキー場リフト営業時間に準じます。
- 6 使用料金

当日営業時間ないにおいて、1回につき、料金投入口に表示された料金です。
- 7 収容品をお引き取りにならない場合の処置
 - (1) 使用期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、当方にて解錠し、30日間別途保管します。この場合、別途保管中の料金は1日につき、第17条6項の使用料金をいただきます。
 - (2) 別途保管期間を経過しても収容品をお引き取りにならないときは、その収容品の所有権を放棄されたものとして、当方において適当と認める処理をします。
- 8 賠償責任

次の各号のひとつに該当するときは、当スキー場はその賠償責任を負わないものとします。

- (1) 第17条2項に掲げる収容品が減失、又は毀損等の損害を受けたとき。
- (2) 鍵の紛失、盗用により使用者が損害を受けたとき。
- (3) 天災、事変そのほか不可抗力により、収容品が減失、毀損、又は変質したとき。
- (4) 関係官公署から収容品の調査を受け、押収又は証拠品として提出を求められたとき。
- (5) その他当スキー場の責めに帰さないとき。

使用者は、ロッカーの使用によって当方又は第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとします。

9 鍵を紛失した場合

- (1) 使用者が鍵を紛失したときは、直ちに当方に届け出、所定の書類を提出し、鍵の交換費として3,500円（税込）の実費お支払い頂きます。但し、5日以内に鍵の届け出があった場合は、実費の一部をお返しします。
- (2) 収容品を受け取るときは、身分証明証又はこれに代わるものをして提出して頂きます。

(その他)

第18条 利用者は次の各号に従って下さい。

1 駐車場利用

- (1) 駐車場へ車両を駐車する際は別途表示する土日祝年末年始において、駐車料金1,000円（税込）を徴収します。
- (2) 駐車場内及び場内通路にて起きた人的、物的損害（車両又はその積載物の盗難、紛失又は毀損）については当社の過失がない限り、原則として責任を負いません。
- (3) 駐車場所は係員の指示に従って下さい。

2 レストラン利用

- (1) レストラン内では、食品事故発生時の原因究明が困難となるため、持込の食事は一切ご利用頂けません。乳幼児離乳食及び食物アレルギーを理由とする場合のみ可能とします。
- (2) レストランの客席に長時間荷物を置くなど、専有する行為等は禁止です。

3 レンタル利用

- (1) レンタル品を破損もしくは紛失した場合、ワンコイン補償未加入者は、別途定める規定額より償却額を差し引いた金額をお支払い頂きます。
- (2) レンタル品は必ず営業時間内にレンタルコーナーへご返却下さい。場内へ放置された際は前項と同様の扱いとします。

4 利用者により撮影された映像や画像について

- (1) 撮影者と無関係な利用者が映り込んでいる画像や動画の公開によるトラブルは、スキー場では責任を負いかねます。

5 キッズパーク利用

- (1) 保護者同伴での入場が必ず必要です。お子様のみでの入場は出来ません。
- (2) 子供がキッズパーク等の各種アトラクション（そり、チューブ、ストライダー、ふわふわ遊具、その他遊具）を利用する際は、保護者・付添人が他の利用者へ危害を加えない様に各アトラクション備え付けの注意看板に基づき、行動を制御して下さい。
- (3) キッズパーク入場券等の転売又は譲渡は禁止です。転売又は譲渡されたキッズパーク入場券等は無効なものとし回収します。
- (4) 第18条5項3に該当する転売行為が認められた場合、福島県迷惑防止条例第4条違反として、販売者及び購入者について警察に通報する場合がございます。

6 荷物の取り扱いについて

- (1) 手荷物は必ずコインロッカー並びにクローケにて保管して下さい。場内へ放置された手荷物は不審物とし

て誤認され、警察へ通報される恐れがあるほか、取得物として回収させて頂く場合があります。

7 屋外禁煙について

- (1) 当施設は国立公園内に位置しているため、指定された喫煙所以外は電子タバコを含め禁煙です。

8 スキー場営業期間及び営業時間について

- (1) 当スキー場の営業期間及び営業時間はパンフレット及び公式WEB
(<https://www.grandeco.co.jp/winter/>) にて掲示します。変更の有る場合、都度公式WEBにて告知を行います。

(損害賠償請求)

第19条 当スキー場は、利用者の故意若しくは過失により、又は利用者が法令若しくはこの利用約款の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合、その利用者に対し、その損害の賠償を請求させていただきます。

(利用の拒絶)

第20条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当スキー場の利用をお断りします。

- (1) 当スキー場利用の申し込みが、この利用約款によらないとき
- (2) 当スキー場の利用に関し、申込者から、当社で対応できない特別な負担を求められたとき
- (3) 当スキー場利用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するものであるとき
- (4) 泥酔者などスキー場利用上の安全を期しがたいと認められるとき
- (5) 天災その他やむを得ない事由により当スキー場利用に支障があるとき
- (6) パトロールなど当社の係員の指示に従わないとき
- (7) 利用者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会団体員などであるとき
- (8) 前各号に掲げる外、正当な理由があるとき

(利用の制限)

第21条 当社は、天候その他やむを得ない事由によりスキー場の安全に支障がある場合には、スキー場の全部又は一部の利用を制限させて頂くことがあります。

(約款の変更)

第22条 この利用約款は、変更されることがあります。

- 2 変更を行う旨及び変更後の利用約款の内容並びに効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

The Court株式会社制定

制定

2023年4月1日

索道事業運送約款（特殊索道）

■「索道（リフト）利用に関して」

（適用範囲）

第1条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

（係員の指示）

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

（運送の引受け）

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引受ける

（運送の引受けの拒絶）

第4条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

1. 係員の指示に従わないとき。
2. 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
3. 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
4. 泥酔者等、運送上の安全を期しがたいと認められるもの。
5. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
6. 前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき。

（運送の制限）

第5条 当社は、天候その他やむを得ない事由により運送上支障がある場合には、定員若しくは個数の制限をすることがあります。

（リフト券の所持）

第6条 旅客は、所定のリフト券を所持しなければ乗車できません。

（リフト券の発売）

第7条 当社は、リフト券を券売所等において発売する。

（リフト券の効力）

第8条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

ただし、日数券、時間券等は、当該リフト券を同一人が占有して使用する場合に限って有効とし、当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(リフト券の無効)

第9条 次の各号のいずれかに該当するリフト券は、無効とします。

1. 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改・変造したリフト券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったとき。
2. 使用者名の記載のあるリフト券を、その記名人以外の者が使用したとき。
3. 不正な手段により取得したとき。

(リフト券の提示及び入鉄)

第10条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の掲示を求め、これを確認、入鉄又は回収する。

(運賃及び適用方法)

第11条 当社が旅客から收受する運賃並びに適用方法は、別掲運賃表及び適用方法による。

(運転中止の場合の運送中の旅客に対する取扱い)

第12条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、当社の責任により運転再開後に必要な運送継続の措置を行う

(割増運賃等)

第13条 当社は、旅客が第9条の無効リフト券を使用した時は、その旅客から所持しているリフト券の所定の運賃の3倍の割増運賃の支払いを求める。

(運賃の払戻し)

第14条 天災及び当社の責により全索道施設の運転ができないときは、別に定める規程により払戻しを行う。ただし、索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年3月2日運輸省令第16号、平成9年33号改正）第37条による風雪時の運転中止の場合は払戻しを行わない。

(リフト券の再発行)

第15条 当社は、旅客が紛失した回数券又は日数券等については、再発行できません。

(責任に始期及び終期)

第16条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

第17条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

〈乗車時〉

1. リフト利用に不安な方は、申し出てください。
2. 「乗り場」の表示位置でスキー、ボードを正しく前に向けて待機してください。
3. 乗り損ねたら、直ぐにリフトから離れてください。
4. スキーヤーは、ストックがとなりの人の迷惑にならないように注意してください。
5. リュック等はひざにのせ、衣類等のヒモにも注意してください。

6. スノーボーダーは、流れ止めをつけ、ハイバックをたたんでください。

〈乗車中〉

1. セフティーバーを下ろし、深く腰をかけること。
2. 乗っている時は、次のことを行わないこと。
 - (1) イスを揺らすこと。
 - (2) イスから飛び降りること。
 - (3) イスの上でふざけたり、後ろを向いたりすること。
 - (4) ストック等で柱などに触ること。

〈降車時〉

1. 「降り場」が近づいたら降りる準備をし、降りた後はまっすぐ進んでください。
2. 降りられなかつたら、そのままイスに座っていてください。係員の指示に従ってください。

(旅客に関する責任)

第18条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによつて生じた損害を賠償する責に任じます。

ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

1. 旅客が前条に定める事項を守らなかつたことにより被害を受けたとき。
2. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかつたこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかつたこと等が証明されたとき
3. 事故が当該旅客又は、当社の係員以外の第三者の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携行品等に関する責任)

第19条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキー、スノーボードその他の携行品等の滅失又は毀損による損害については、これを賠償する責を負わない。

ただし、その滅失又は毀損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第20条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかつたこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める

索道事業運送約款（普通索道）

■「索道（リフト）利用に関して」

（適用範囲）

第21条 当社の経営する索道事業に関する運送約款は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めのない事項については法令の定めるところ又は一般の慣習による。

（係員の指示）

第22条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

（運送の引受け）

第23条 当社は、第4条の規定により運送の引受けを拒絶する場合を除いて、旅客の運送を引受ける

（運送の引受けの拒絶）

第24条 当社は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶する。

7. 係員の指示に従わないとき。
8. 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
9. 当該運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき。
10. 泥酔者等、運送上の安全を期しがたいと認められるもの。
11. 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
12. 前各号に掲げる場合の外、正当な事由のあるとき。

（運送の制限）

第25条 当社は、天候その他やむを得ない事由により運送上支障がある場合には、定員若しくは個数の制限をすることがあります。

（リフト券の所持）

第26条 旅客は、所定のリフト券を所持しなければ乗車できません。

（リフト券の発売）

第27条 当社は、リフト券を券売所等において発売する。

（リフト券の効力）

第28条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限り、その効力を有する。

ただし、日数券、時間券等は、当該リフト券を同一人が占有して使用する場合に限って有効とし、当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は、その券面表示運賃の額にかかわらず通用期間内は有効とする。

(リフト券の無効)

第29条 次の各号のいずれかに該当するリフト券は、無効とします。

4. 転売、転貸されたリフト券又は旅客その他の者が故意に偽造、改・変造したリフト券及び汚損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったとき。
5. 使用者名の記載のあるリフト券を、その記名人以外の者が使用したとき。
6. 不正な手段により取得したとき。

(リフト券の提示及び入鉄)

第30条 当社は、旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の掲示を求め、これを確認、入鉄又は回収する。

(運賃及び適用方法)

第31条 当社が旅客から收受する運賃並びに適用方法は、別掲運賃表及び適用方法による。

(運転中止の場合の運送中の旅客に対する取扱い)

第32条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、当社の責任により運転再開後に必要な運送継続の措置を行う

(割増運賃等)

第33条 当社は、旅客が第9条の無効リフト券を使用した時は、その旅客から所持しているリフト券の所定の運賃の3倍の割増運賃の支払いを求める。

(運賃の払戻し)

第34条 天災及び当社の責により全索道施設の運転ができないときは、別に定める規程により払戻しを行う。ただし、索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年3月2日運輸省令第16号、平成9年33号改正）第37条による風雪時の運転中止の場合は払戻しを行わない。

(リフト券の再発行)

第35条 当社は、旅客が紛失した回数券又は日数券等については、再発行できません。

(責任に始期及び終期)

第36条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、下車したときをもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

第37条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 非常停止して運転再開ができないときは、救助方法等について連絡しますのでその指示に従っていただきます。
2. 乗車中は禁煙です。
3. その他安全輸送を妨げる行為をしない。

(旅客に関する責任)

第38条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。

ただし、次の各号の一に該当する場合はこの限りでない。

4. 旅客が前条に定める事項を守らなかつたことにより被害を受けたとき。

5. 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかつたこと、並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかつたこと等が証明されたとき

6. 事故が当該旅客又は、当社の係員以外の第三者の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携行品等に関する責任)

第39条 当社は、旅客の運送に関して生じた、スキー、スノーボードその他の携行品等の滅失又は毀損による損害については、これを賠償する責を負わない。

ただし、その滅失又は毀損が当社の過失によるものであるときはこの限りでない。

(旅客の責任)

第40条 当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らなかつたこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求める

The Court株式会社

制定

2023年4月1日